



G B T Q + 当事者が抱える課題のひとつである結婚。

現在、日本では法律上同性婚が認められていないため婚姻関係を結ぶことはできませんが、平成27年に渋谷区と世田谷区でパートナーシップ制度が導入されたのを皮切りに、全国にLGBTQ+理解の輪が広がっています。

三芳町パートナーシップ宣誓制度

令和3年4月1日、三芳町でLGBTQ+のカップルが相互にパートナーであることを宣誓し、町が証明する「パートナーシップ宣誓制度」が導入されました（P5左下）。宣誓により法律上の効果が生じるものではありませんが、2人がパートナーであるという事実を町が対外的に証明することで、LGBTQ+の困難や生きづらさが少しでも軽減し、安心した生活に

LGBTQ+ 当事者は「こんなところに困ってます」



多様であたりまえの性のあり方を否定される
・「おねえ」、「ホモ」、「オカマ」、「おとこおんな」といった差別的な言葉を使われる。
・「気持ち悪い」、「変態」など嫌悪感をあらわにされる。



私たちの意識の変化で無くすることができます。



性別欄への記載を求められる
・トランスジェンダーの場合、こころの性と異なる戸籍の性の記入を求められ、存在を否定されたように感じる。



町で性別欄の廃止を進めています。



住居の入居を断られる
・同性同士であることを理由としてアパートなどの契約を断られる場合がある。



パートナーシップ宣誓制度により家族同様の関係として認められ、理解が進むことが期待されます。



医療に関する困難
同性同士のカップルの場合、パートナーの家族と認められず、病院での面会、手術の同意などができない。



など

知っておこう！
カミングアウトと
アウティング

- ✓ **カミングアウト**
・LGBTQ+当事者が本人のこころの性や好きになる性を他者に伝えることを言います。とても勇気が必要な行動なので、カミングアウトを受けたら、肯定的に受け止めましょう。
- ⚠ **アウティング**
・他人のこころの性や好きになる性を勝手に暴露することを言います。性のあり方を本人の同意なく誰かに話すことで**当事者の命を奪いかねない**行為です。本人に、誰に、どの範囲まで伝えてよいかしっかり確認しましょう。

アライとしてLGBTQ+の人権問題に関わる加藤さんのコメント



レインボーさいたまの会 代表 加藤 岳さん

同性カップル等を公的にパートナーとして承認するパートナーシップ宣誓制度が導入されたということは、これまでLGBTQ+当事者が「いない」とされていたことから、「いる」ことを前提とした制度が初めてできたこととなります。これは当事者や家族等にとって大きな自信や希望となり、地域社会全体の理解促進や、当事者が住み続けてもいいといえる「地元」ができたこととなります。パートナーシップ制度の導入は大きな一

歩ですが、法的効力がないため、その意味と意義を広く地域社会に浸透させていくことで効果を発揮します。例えば、医師会や不動産業界、経営団体等と連携し、病院や企業、地域社会に制度の効果を担保するために、分かりやすく周知することも大切になると思います。

性のあり方で悩んでいる人へ
あなたは1人ではありません。そして、LGBTQ+当事者であることが不幸なことではありません。これからも“あなたらしく”自分の個性（アイデンティティ）を大切にしてください。



【相談窓口】

多様な性に関する悩み相談

- よりそいホットライン**
(一般社団法人社会包摂サポートセンター)
☎ 0120-279-338
FAX0120-773-776
(24時間年中無休)
- 埼玉県男女共同参画推進センター**
☎ 048-600-3800
月～土曜日、10:00～20:30
(祝日・年末年始、第3木曜日を除く)
- 埼玉県立精神保健センター**
☎ 048-723-3333
来所相談予約受付時間 月～金曜日
9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
- 埼玉県こころの電話**
(埼玉県立精神保健福祉センター)
☎ 048-723-1447
月～金曜日、9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)
- 埼玉県立総合教育センター**
よいこの電話教育相談
☎ 0120-86-3192 (子ども用)
☎ 048-556-0874 (保護者用)
(24時間年中無休)

— 特集・終 —

つながることが期待されます。
誰もが自分らしく生きられるまちは

誰もが自分らしく生きられるまち、共生社会の実現に向けて新たな一歩を踏み出した三芳町。制度とともに重要なのは私たち一人ひとりの意識です。

性のあり方が多様性に満ちたものであることを理解し、誰もがLGBTQ+当事者であっても、ひとつの個性であると尊重し合うことで、誰もが自分らしく生きられるまちへとより近づけるのではないのでしょうか。

LGBTQ+を理解し、支援する人を指すアライ/AIY(理解者)。当事者も生きやすい社会を実現するためにはアライの存在がとても重要で

す。「アライ」であるということ

とをLGBTQ+の象徴である「6色のレインボーフラッグカラー」の「レインボーグッツ」を身に付けて周囲に表明することで、当事者の安心につながります。加藤代表は「当事者で困ったり悩みを抱えた人がいたら、その人の言葉に耳を傾け、何かできることがないか共に考えて欲しいです」と訴えます。

LGBTQ+当事者に限らず、「これが常識である」と決めつけないのも大切なこと。赤と黒だけだったランドセルが多彩な色になっているように、社会に溢れる多彩な個性を認め合い、誰もが自分らしく生きられるまちづくりについて一緒に考えてみませんか。

LGBTQ+ 理解の先進国！オランダ王国大使からのコメント



▶オランダ王国大使との交流



オランダ王国大使 ペーター ファン・デル・フリート (左)

オランダがLGBTQ+の平等な権利を世界的に広めることは、人権政策や外交政策での優先事項の一つです。オランダでは同性同士の結婚を認めることで、すべての国民がより包括的な社会を享受し、幸福感や

安心感を得ることができるようになりました。LGBTQ+に対するオランダ社会の反応は、年々肯定的になっており、否定的な意見は減り続けています。今後も向上を続けるには、LGBTQ+を社会的に受け入れるための継続的な努力が重要です。三芳町だけでなく、計100以上の日本の自治体でパートナーシップ宣誓制度が取り入れられ、LGBTQ+の平等な権利に関する話題へ注目が高まっていることは嬉しく励みになります。誰でもあろうと、誰を愛してようと、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指して、共に歩んでいきたいと思ひます。

※ 亀屋・本店の商品「開花・bloom」

パートナーシップ宣誓制度

☎ 総務課人権・庶務担当 ☎ 404・405

■ **申請できる人**：性的少数者で下記のすべてに該当する人。

- 成年（20歳）に達している
- 町内在住か、転入を予定している
- 他の人と宣誓をしていない
- 配偶者（事実婚を含む。）がない
- 近親者でない

双方が

■ **必要書類** ※ 宣誓の際の必要書類の発行手数料などは自己負担。

1. 住民票の写し
2. 配偶者がいないことを証明する書類（戸籍抄本等）
3. 本人確認書類（免許証、旅券等）
4. 通称を使用していることがわかる書類（社員証、学生証、通称で届いた郵便物など）※ 通称を使用している人のみ



1 電話で事前予約

事前に総務課人権・庶務担当までご連絡ください。宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。

2 パートナーシップ宣誓

本人確認を行い、町職員の立会いのもとで宣誓書を記入します。プライバシー保護のため、個室で対応します。

3 宣誓書受領証等の交付

宣誓書受領証等の交付に費用はかかりません。